

～ハローワークからのお知らせ～

●特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の高年齢者(60歳以上)の要件の見直しについて

令和8年5月1日以降の紹介より、雇入れ時の年齢が60歳以上である事に加え、紹介日において、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていることが要件になります。

詳しくは、2～3ページをご覧ください。

お問い合わせは、ハローワーク築館(TEL:0228-22-2531)助成金担当までお願いします。

●令和8年度新規高等学校卒業予定者対象求人説明会について

令和8年度新規高等学校卒業予定者を対象とする求人の手続き及び求人活動のルール等についての説明会を開催します。また、当日は栗原市による支援事業の説明も予定しています。

・日 時 令和8年5月20日(水) 14:00～15:30(受付13:30～)

・場 所 栗原文化会館 2階 大研修室

お問い合わせは、ハローワーク築館(TEL:0228-22-2531)学卒担当までお願いします。



労働市場の動き(3月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆3月の有効求人倍率は1.21倍

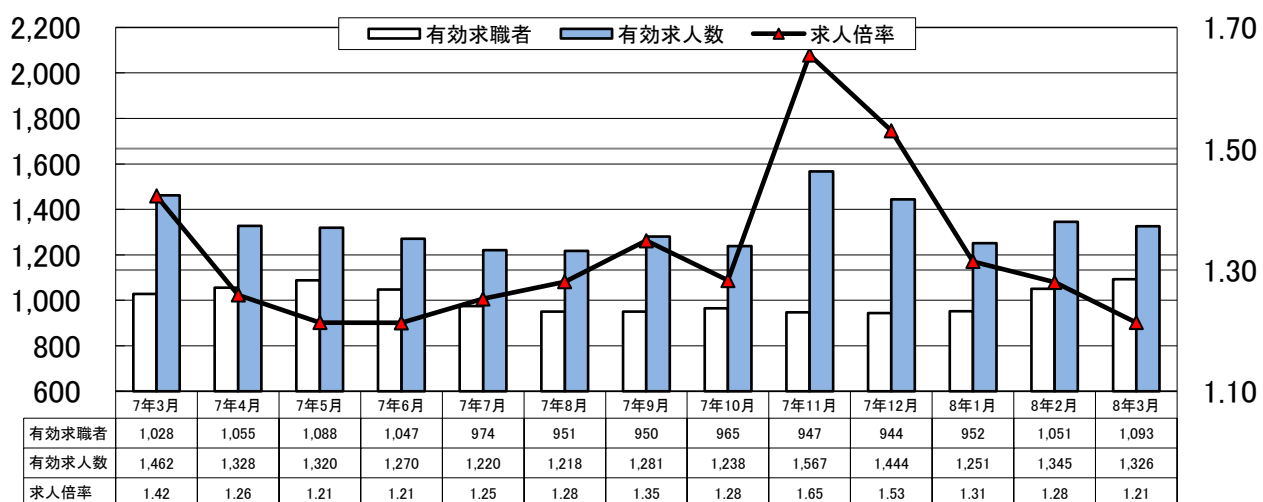
◆月間有効求人数は1,326人、月間有効求職者数は1,093人

・新規求人数は450人と、前月に比べ34人(7.0%)の減少となり、前年同月との比較では14人(3.2%)の増加となりました。

・新規求人を主な産業別に前年同月と比較すると、「サービス業」(19人増、55.9%増)、「医療・福祉」(26人増、19.4%増)、「製造業」(4人増、5.1%増)等が増加した一方で、「卸売・小売業」(28人減、60.9%減)、「建設業」(20人減、28.6%減)、「宿泊業・飲食サービス業」(6人減、33.3%減)等が減少しました。

・新規求職申込件数は245人と、前月に比べ36人(▲12.8%)の減少となり、前年同月との比較では16人(▲6.1%)の減少となりました。

・このため、1月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,326人に対し、月間有効求職者数1,093人で、有効求人倍率は、1.21倍となり、前年同月を0.21ポイント下回りました。



特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内 高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を 雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

令和8年5月1日以降の紹介より、高年齢者（60歳以上）の要件を見直します



採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円（15万円）×2期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期） <small>※第3期は34万円</small>

（ ）内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- ・採用日時時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ・①の区分では他に「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「アイヌの人々」などが対象となります。
- ・トライアル雇用助成金を活用し雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者及び障害者）をトライアル雇用終了後も引き続き継続して雇用する場合、本助成金の一部を受給できる場合があります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

- ※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。
- ※ 雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。

そのほかの主な支給要件

事業主に関する要件

- 雇用保険の適用事業主であること
- 対象労働者の賃金を支払っていること
- 労働保険料を滞納していないこと
- 採用日前後6か月間に事業主都合による解雇[※]をしていないこと ※勤奨退職を含みます
- 採用日前後6か月間に、倒産や解雇など特定支給資格者となる理由で離職した被保険者の数が、対象労働者の採用日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定支給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）
- 対象労働者の雇入れ日より前に本コース等の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇・雇止め等をしていないこと

対象労働者に関する要件

- ハローワークなどの職業紹介以前に採用に向けた選考を開始した者でないこと
- 職業紹介時点で、在職者でないこと
※重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者を一週間の所定労働時間が30時間以上で雇い入れる場合は在職者であっても助成対象となります。
- 採用した事業所と関係のあった者でないこと
※過去3年間に事業所で就労させたことがある場合
※事業主と3親等以内の親族である場合 など
- 助成対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと
※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除きます。
- 性風俗関連営業などを行っており、接待業務などに従事する労働者でないこと

就労継続支援A型事業所が対象労働者をA型事業所のサービス利用者として雇い入れる場合の支給要件

- ① 対象労働者の雇入れ日より前に本コースの支給決定の対象となった者（A型事業所のサービス利用者）のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（「確認日A」）が基準期間^{※1}内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職^{※2}している割合が25%を超えている場合は、助成対象となりません。

※1 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「1」である者（対象労働者の死亡など）は含みません。原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。ただし、以下に該当する者は除きます（以下②において同じ。）。

- 雇用保険被保険者資格の喪失原因が「2」（対象労働者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇などの離職理由により離職した者
- 同一事業所に継続して2年以上（助成対象期間が3年の者にあつては3年以上）雇用され、かつ、65歳以上の年齢で離職した者
- 就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であつて、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行（就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用される場合を除く。）である者

- ② 対象労働者の雇入れ日より前に本コースの支給決定の対象となった者（A型事業所のサービス利用者）のうち、助成対象期間^{※3}の末日の翌日から起算して1年を経過する日（「確認日B」）が基準期間^{※1}内にある者が5人以上いる場合であつて、それらの者が、確認日B^{※4}の時点で離職^{※2}している割合が25%を超えている場合は、助成対象となりません。

※3 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とします。

※4 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とします。

ご注意ください

- 上記以外にも、支給要件があります。詳細は<https://www.mhlw.go.jp/content/000714379.pdf>をご覧ください。
- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあり、検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から5年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。



雇用の動き(3月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	245	▲ 12.8	▲ 6.1
	うち45歳以上	168	1.8	0.6
	有効求職者数	1,093	4.0	6.3
	うち45歳以上	685	4.1	6.5
求人関係	新規求人数	450	▲ 7.0	3.2
	うち常用	449	▲ 4.7	5.6
	有効求人数	1,326	▲ 1.4	▲ 9.3
	うち常用	1,293	▲ 1.3	▲ 8.6
紹介関係	紹介件数	271	3.8	8.4
	うち常用	251	2.4	9.1
就職関係	就職件数	137	65.1	8.7
	うち常用	131	65.8	9.2

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	164	25.2	26.2
	資格喪失者数	179	▲ 11.8	2.9
	月末現在被保険者数	15,939	▲ 0.1	▲ 2.6

